

規定することとする。

6. 指定管理者制度と情報公開

①指定管理者の選定段階の情報公開

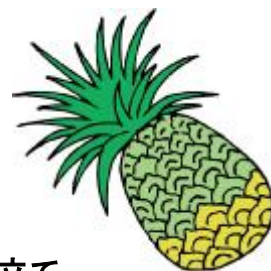
- 指定管理者の選定過程において作成される文書は、原則として公開対象であるが、「国分寺市情報公開条例」第9条第1号から同条第6号に該当する場合は、非公開又は部分公開とする。
- 非公開情報として想定されるものは以下のとおりである。
 - ア 応募事業者の担当者氏名、携帯番号、メールアドレスなどの情報
 - イ 法人の技術的ノウハウに関する情報
 - ウ 法人の信用情報（経営情報など法人自ら公開しているものを除く）
- その他の情報で公開すべきどうかの判断は、「国分寺市情報公開条例」第9条の判断によるものとする。

②指定管理者の選定会議の非公開

- 指定管理者の選定は、「指定管理者選定委員会」により行われる。
- 選定にあたっては、応募等をされた事業者の技術情報や信用情報に係ることが選定基準になっていることから、**プロポーザル（プレゼンテーション）は公開とする**が選定の会議は非公開とする。

③指定管理者に対する管理運営上の情報公開請求

- 現在の「国分寺市情報公開条例」第21条（全額出資法人等の情報公開）の規定は、指定管理者を含んでいない。
- この第21条の規定の趣旨から判断すれば、指定管理者も含めることが適正であり、条例改正を行うものとする。
- さらに、条例の規定を受けた「指定管理者に係る情報公開に関する規程」の制定についても検討をする必要がある。



7. 利用者からの苦情等の対応

①指定管理者が行った利用承認・利用不承認に対する不服申し立て

- 指定管理者が行った公の施設の利用に関する処分について不服がある場合は、地方自治法第244条の4第3項の規定により、市長に対して審査請求ができる。（教育委員会の施設も同様）
- 前記の審査請求が出された場合は、同法同条第4項の規定により議会に諮問し意見を聞き処分決定することになる。
- 審査請求の裁決に不服がある場合は、同法同条第6項の規定により、東京都知事に再審査請求をすることができる。